

福祉用具貸与重要事項説明書

1. 福祉用具貸与事業所 株式会社スリーティ運輸ヘルスケア事業部 砺波営業所の概要

名称 株式会社スリーティ運輸ヘルスケア事業部 砺波営業所 所在地 富山県砺波市鷹栖1907番地
介護保険指定番号 1670900073

提供できるサービスの種類と地域

(1) サービスを提供する地域

砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、高岡市、氷見市、舟橋村、富山市、魚津市、石川県金沢市、津幡町、岐阜県白川村

(2) 職員体制

| | 人数 |
|-----------|------|
| 管理者 | 1名 |
| 福祉用具専門相談員 | 2名以上 |
| 事務職員 | 2名 |

(3) 営業時間

営業日【月曜日～土曜日午前9時～午後5時半】※土曜日は当番制の為ご来店と事務所電話対応が難しい場合があります。

休業日【日曜日、祝祭日、夏季休業（お盆休み）、冬季休業（年末年始）】

電話連絡先 0763-33-5252 時間外、休業日については、翌営業日に対応させていただきます。

2. 取扱種目 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具13種目

- | | | | |
|------------|------------|----------------|------------|
| ① 車いす* | ⑤ 床ずれ予防用具* | ⑨ 歩行器 | ⑬ 自動排泄処理装置 |
| ② 車いす付属品* | ⑥ 体位変換機* | ⑩ 歩行補助杖 | |
| ③ 特殊寝台* | ⑦ 手すり | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器* | |
| ④ 特殊寝台付属品* | ⑧ スロープ | ⑫ 移動用リフト* | |

なお、要支援1・要支援2・要介護1の方は、*印の用具の貸与に制限があります。⑬の便処理装置については、要介護4・要介護5の方が貸与対象になります。

3. 取扱商品等の利用料金

- (1) 指定福祉用具を提供した場合の利用料はご利用者の介護保険負担割合証に記載してある割合のご負担となります。尚、利用料は原則として1ヶ月単位とし、指定福祉用具貸与開始が月の1日～15日の場合は1ヶ月の利用料とし、16日～末日の場合、初回月はその1/2とします。また、指定福祉用具貸与終了(解約)が月の1日～15日の場合は最終月の利用料は1ヶ月分の1/2とし、16日～末日の場合は1ヶ月分の利用料とします。また、同月内での貸与開始・終了の場合は、1ヶ月分の利用料とします。
- (2) サービス提供地域を越えて、中山間地域等にお住まいのご利用者に指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の開始月に限り、160円加算させていただきます。
- (3) 限度額超過した場合、福祉用具搬入後退院されなかった場合、指定福祉用具貸与利用金は、全額自己負担となります。
- (4) 入院、入所中は介護保険が利用できない為、入院や退院された際にはご連絡ください。入院の期間が2ヶ月以上経過した際には、一度商品を引取りさせて頂く場合があります。貸与開始月に入院され、同月内に退院とならなかった場合初回月の利用料金は1ヶ月分とします。

4. 搬入・説明・点検

- (1) 契約に基づく日時に搬入致します。尚ご利用者の希望日時に搬入できるよう、事業所内調整をとり実施いたします。
- (2) 搬入時にはご利用者の身体・自宅の状況などに応じて福祉用具の組立て調整を行います。
- (3) 商品の機能、使用方法、使用上の留意事項、それを記載した取扱説明書をご利用者、ご家族に掲示し、十分に説明を行った上で必要に応じてご利用者に実際に当該福祉用具をご使用いただきながら、使用方法の説明を実施いたします。尚、取扱説明書は商品の仕様説明後お渡しいたします。

5. 搬出

- (1) ご利用者の希望日時に搬出できるよう、事業所内調整をとり実施しますが、営業時間内での対応となります。休業日の対応は行っておりません。
- (2) 取扱説明書記載内容以外の使用方法の結果、著しい汚れ又は故意と思われる破損行為、紛失、故障に至った際は、ご利用者に補修代金をいただく場合があります。その為必要に応じて搬出時点検を行います。

6. 保管及び消毒方法

回収された指定福祉用具の保管又は消毒に当たっては、適切な方法により行います。

7. サービス内容に関する相談・苦情窓口

株式会社スリーティ運輸ヘルスケア事業部 砺波営業所 岡崎 一也 電話連絡先 0763-33-5252

8. 事故発生時の対応

万一、貸与した福祉用具において事故が発生した場合は、至急ご連絡願います。事故対応マニュアルに基づき対応致します。尚福祉用具に不具合があり、法律上の損害賠償責任が発生した場合のみ保険対応となります。

9. 事故発生時の対応及び苦情処理の窓口

- | | |
|--|--|
| (1) 砺波地方介護保険組合 電話連絡先 0763-34-8333 | (7) 魚津市社会福祉課 電話連絡先 0765-23-1148 |
| (2) 高岡市長寿福祉課 電話連絡先 0766-20-1365 | (8) 金沢市福祉局介護保険課 電話連絡先 076-220-2264 |
| (3) 氷見市福祉介護課 電話連絡先 0766-74-8111 | (9) 津幡町町民福祉部福祉課 電話連絡先 076-288-2416 |
| (4) 射水市介護保険課 電話連絡先 0766-51-6627 | (10) 白川村役場村民課村民福祉係 電話連絡先 05769-6-1311 |
| (5) 中新川広域行政事務組合介護保険課 電話連絡先 076-464-1316 | (11) 国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口 電話連絡先 076-431-9833 |
| (6) 富山市介護保険課 電話連絡先 076-443-2041~2043 | (12) 富山県福祉サービス運営適正化委員会 電話連絡先 076-432-3280 |

10. 虐待防止のための取組

虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定します。

- (1) 虐待防止に関する責任者 岡崎 一也
- (2) 虐待防止のための指針を整備するとともに虐待防止のための対策を行う検討委員会を定期的で開催し、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を開催します。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

11. 身体的拘束等について

事業者は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束等を伴わない介護サービスの提供を目指します。尚、やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件や組織体制等を整備し、身体拘束等の適正化を目的とし、以下のとおり対応指針を定めます。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- (2) 身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 事業継続計画について

事業継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

13. ハラスメントへの対応

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場内及び訪問先において利用者及び職員に対する以下のハラスメントの防止のために必要な措置を講じます。尚、ここでいうハラスメントとは行為者を限定せず、優越的な地位又は関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で下記(1)から(3)のいずれかの行為に該当するものとしします。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等）
- (3) 意に沿わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ（セクシャルハラスメント）

14. 個人情報

- (1) 当社は、サービスを提供するうえで知りえたご利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、ご利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) ご利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報をを用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。なおご利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (3) あらかじめ文章によりご利用者及びその家族から同意を得た場合又は福祉サービス担当者会議等における情報提供が必要な場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (4) ご利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間は、サービス利用契約期間とします。

【ご利用者記入欄】

20 年 月 日 事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意します。

14項に記載している個人情報の使用についても、同意します。

住所

ご利用者名

代筆者名

【レンタル事業所記入欄】

担当居宅

富山県砺波市鷹栖 1907 株式会社スリーティ運輸
ヘルスケア事業部 砺波営業所
代表取締役 萩原 信行
担当者名

